

雫石町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の適正な実施及び町民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進を図ることについて、基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、町が講ずる措置について必要な事項を定め、もって持続可能な地域づくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）等、自然の営みから得られるエネルギー源であり、かつ、永続的に利用できるものをいう。
- (2) 再生可能エネルギー設備 再生可能エネルギーを電気又は熱に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (3) 再生可能エネルギー事業 再生可能エネルギー設備を用いて変換したエネルギーを自ら利用し、又は他者に利用させ、対価その他の利益を得る行為をいう。

(基本理念)

第3条 再生可能エネルギー事業は、町、事業者、町民その他の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

- 2 再生可能エネルギー事業は、自然環境、防災、景観その他の町民の生活環境（以下「生活環境」という。）に配慮し、適正に行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、地域におけるエネルギー利用の方針を示し、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの利用及び町民による主体的な再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、必要な措置を実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 再生可能エネルギー事業を行おうとする者及び行う者（以下「事業者」という。）は、その再生可能エネルギー事業が地域と調和するように努めるとともに、町長の実施する措置に協力しなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、主体的な再生可能エネルギーの利用に努めるとともに、町長の実施する措置に協力しなければならない。

(指針)

第7条 町長は、地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用及び町民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域のエネルギー利用と持続可能な地域づくりに関する方針
- (2) 住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項
- (3) 地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項
- (4) 生活環境に関して配慮すべき重要事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、町長が必要と認める事項

3 町長は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、指針の改定について準用する。

(届出)

第8条 町の区域内において再生可能エネルギー設備を設置しようとする事業者のうち規則で定める者は、あらかじめ、規則で定める事項を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、これを公表しなければならない。

3 町長は、第1項に規定する事業者が届出を行わなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めて、届出を行うよう勧告するものとする。

(変更等の届出)

第9条 前条第1項の規定により届出を行った事業者（以下「特定事業者」という。）は、届け出た内容を変更したときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

2 特定事業者は、前条第1項の規定により届け出た事業を中断又は中止したときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定による届出について準用する。

(住民への説明)

第10条 特定事業者は、遅滞なく、届出の内容を周知させるための公開による住民説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、次条に規定する協議会を設置する場合は、この限りでない。

- 2 特定事業者は、説明会への参加案内の範囲及び開催場所等について事前に町長と協議するものとする。
- 3 特定事業者は、説明会を開催するに当たっては、あらかじめ、相当な期間を置いて説明会の開催を一般に周知しなければならない。
- 4 特定事業者は、説明会を開催したときは、規則で定める事項を、速やかに、町長に報告しなければならない。
- 5 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。
- 6 町長は、特定事業者が次条に規定する協議会を設置しないにもかかわらず説明会を開催しないとき又は第4項の規定による報告をしないときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて、当該説明会又は報告をするよう勧告するものとする。
- 7 特定事業者は、説明会においてその事業計画について住民から申入れがあった場合は、誠意をもって対応しなければならない。

(協議会)

第11条 特定事業者は、その事業計画に関し、必要な事項について協議を行うため、住民代表、各種団体の代表者及び関係機関の職員、識見を有する者等で構成する協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。

- 2 特定事業者は、協議会を設置しようとする場合は、第8条第1項の規定による届出の際にその旨届け出るものとする。
- 3 特定事業者は、協議会への出席者及び開催場所等について事前に町長と協議するものとする。
- 4 協議会は、公開により開催するものとする。
- 5 特定事業者は、協議会を開催したときは、規則で定める事項を、速やかに、町長に報告しなければならない。
- 6 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。
- 7 町長は、特定事業者が第5項の規定による報告をしないときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて、報告をするよう勧告するものとする。
- 8 協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとする。
- 9 特定事業者は、協議会においてその事業計画について構成員から申入れがあった場合は、誠意をもって対応しなければならない。

(助言)

第12条 町長は、特定事業者に対し、指針、住民その他関係者からの意見に基づき、助言をすることができる。

(報告及び資料の提出)

第13条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、届出を受けた再生可能エネルギー事業に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 町長は、前項の報告又は資料の提出がないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、前項の報告又は資料の提出をするよう勧告するものとする。

(立入調査)

第14条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者の同意を得て、その職員に、届出を受けた再生可能エネルギー事業を行う事業場に立ち入り、事業の実施状況等について調査させることができる。

- 2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(認定)

第15条 町長は、住民による主体的な再生可能エネルギーの利用を目的とし、かつ、地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用となる事業のうち、特に持続可能な地域づくりに資すると認められる事業について、指針に基づき、当該事業を地域主導型再生可能エネルギー事業（以下「地域主導型事業」という。）と認定することができる。

- 2 前項の認定を受けようとする事業者は、規則で定める事項を記載した地域主導型事業計画書を、町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、認定した地域主導型事業の内容を、速やかに、公表しなければならない。
- 4 町長は、認定した地域主導型事業に関し、必要な助言、指導その他の支援をすることができる。

(措置勧告)

第16条 町長は、再生可能エネルギー事業に関し、生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業を行う者に対し、必要な措置を実施するよう勧告することができる。

(許可等への配慮)

第17条 町長は、再生可能エネルギー事業を行う者が前条の勧告に従わなかったという事実がある場合は、当該事業の実施に必要な町長の許可、認可又は認定等（以下「許可等」という。）の審査に際し、その事実を配慮することができる。

- 2 町長は、再生可能エネルギー事業を行う者が前条の勧告に従わなかったという事実がある場合は、当該事業の実施又は継続に必要な許可等の権限を有する者に対し、その事実を通知し、当該通知の内容について配慮するよう要請することができる。

(公表)

第 18 条 町長は、第 8 条第 3 項、第 10 条第 6 項、第 11 条第 7 項、第 13 条第 2 項及び第 16 条に規定する勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において町長は、当該勧告に従わなかった者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えるものとする。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。